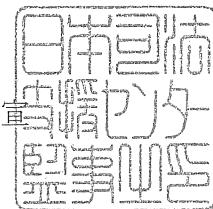


平成 20 年 6 月 30 日

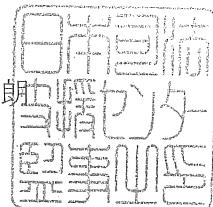
日本司法支援センター
理事長 寺井 一弘 殿

日本司法支援センター

監事 馬 場 義



監事 羽 田 悅



平成 19 年度監事監査の結果について

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づき実施した平成 19 年度監事監査について、同規程第 10 条第 1 項の規定により監査結果報告書を作成したので、別紙のとおり提出します。

平成 19 年度監事監査結果報告書

第 1 監査の種類

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づく定期監査

第 2 監査の対象

日本司法支援センターにおける業務の運営・執行状況及び会計処理状況

第 3 監査対象期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

第 4 監査項目

- 1 関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況
- 2 中期計画及び年度計画の実施状況
- 3 組織の管理及び制度全般の運営状況
- 4 業務運営の効率化の状況
- 5 財務諸表及び決算報告書の適否
- 6 資産の取得、管理及び処分の状況
- 7 その他業務に関する重要な事項

第 5 監査の結果

執行部会への定期的な出席、監事監査規程第 11 条に基づき監事に回付される各種文書（会計監査人作成の監査報告書、内部監査規程第 8 条第 2 項に基づく監査報告書等を含む。）の点検、本部、千葉地方事務所及び大阪地方事務所役職員からの説明聴取等の方法により、第 4 記載の監査項目について、監査を実施した結果、いずれの点についてもおおむね問題はなく、業務の運営・執行及び会計処理は適正かつ効率的に行われていると認める。

なお、国選弁護人の記録賃写費用の支払いに関し、契約約款に基づく算定額を超過する支払いが一部において行われていたことについては、適切な再発防止策を講ずることを求める。